

No.124
2013.01.25
(平成 25 年)

あつぎ

— 支部だより —

あいかわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざま やまと

もくじ

- 2～3・新年のご挨拶
- 4～6・署からのお知らせ
- 7～8・労働衛生研修会・表彰
- 9……・労務管理講座
- 10～11訪問探訪記
- 12……・施設見学会
- 13……・健康だより・支部からのお知らせ
- 14……・郷土史あやせ

発行：(公社)神奈川労務安全衛生協会厚木支部
編集：広報部会

E-mail : info@arkk-kanagawa.com
<http://www.arkk-kanagawa.com>

〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26
TEL(046)228-6660



迎春

新年のご挨拶



新年のご挨拶

厚木支部長 辻 和浩

(株)リコー リコーテクノロジーセンター

新年あけましておめでとうございます。

新年を迎え会員事業場の皆様方へ謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、当支部主催の諸行事に対しまして、ご支援ならびにご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

現在までのところ、昨年4月の定期総会にてご確認をいただきました事業計画も滞りなく実施することができております。これも偏に厚木労働基準監督署のご助言とご指導ならびに会員事業場の皆様のご理解とご支援の賜物であり、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、産業界を取り巻く情勢ですが、依然としてリーマンショック以来、経済情勢不安や円高等が長引き、このところ少し改善の兆しはあるものの、景気の回復につきましてはまだまだ見通しが見えない状況ではないでしょうか。各企業とも構造改革等いろいろな対策を講じ、乗り切ろうと努力しておられることと思います。このような情勢の中で、昨年は尖閣諸島の問題、中国の暴動、北朝鮮のミサイル発射等日本を揺るがす出来事がいろいろありました。国内では12月に衆議院選挙が行われ維新の会をはじめ数多くの新党が結成され、投票者にとって意思決定が難しい状況であったと思います。結果はマスコミの予想どおり、自民党の圧勝で幕を閉じ、民主党から自民党へ政権が移る事になりましたが是非とも景気が早急に改善され、日本が元気を取り戻す政策を打ち出し実行していただきたいと願っております。

神奈川県での災害状況につきましては、昨年11月末現在で死者数は38人と前年同時期に比べ7人減少

と伺っておりますが、一方で、死傷者数は残念ながら5490人と94人の増加になっております。

昨年は「第11次労働災害防止推進計画」の最終年でもあり、「死亡者数45人以下、死傷者数6000人以下」という目標を達成するために災害防止対策に取り組み、さらに例年11～12月の間に死亡事故が多発する傾向から、この期間を「死亡災害撲滅強調期間」とし「死亡災害0」「労働災害の更なる減少」に向けた取り組みを実施していただきました。

そのような状況の中、厚木管内では11月末現在で、死者数は昨年の7人から4人に減少しておりますが、死傷者数は残念ながら651人から729人と12.0%増加しております。厚木支部といたしましても、このような状況を踏まえ、労働災害防止を最重点活動と位置付けて、安全で安心して働ける職場づくりの実現へ向けて皆様方の多大なるご支援、ご協力を得まして各種事業活動に取り組んでまいります。

また、5つの専門部会と2つの委員会活動を中心にリスクアセスメントの実施による災害ゼロ活動、メンタルヘルス対策や過重労働対策による心と体の健康づくり活動など、労働基準監督署のご指導をいただきながら進めてまいります。

昨年11月1日より新しく金丸事務局長に代わり前任者から引き継ぎ等は確実に行われましたが、不慣れな点もあるかと思いますが前任者同様、格別のご高配を承りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、会員事業場の益々のご発展と、皆様方のご健勝ならびにご活躍を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



新しい年を迎えて

厚木労働基準監督署長
酒井 康之

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、ひとことご挨拶を申し上げます。

(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚木支部の皆様には、日頃より労働行政の推進に多大なご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年は、EUをはじめとした先進諸国や中国の経済の減速傾向が明らかとなる中、我が国の産業経済情勢も影響をまともに受けることを余儀なくされた年でした。

我が国経済のグローバル化がますます進み、経済活性化の特効薬がなかなか見いだせない中、協会会員のみなさまにおかれましても、すでに様々な場面でこの対応を迫られているものをご察し申し上げます。

そのような中、現在精力的に建設が進められている、さがみ縦貫道路の開通、さらには第二東名高速道路の延伸を控え、県央地域が流通の一大ジャンクション基地になることが期待されております。このことが契機となり、製造業を基幹産業とするこの地域の産業経済全体に波及し、情勢好転の「起爆剤」になることを祈念しているところです。

一方で、我が国の少子高齢化がさらに進む中、様々な労働関係法令の改正等が行われております。

個々にあまり詳しくは触れることはできませんが、①有期労働契約の無期労働契約への転換ルール等を定めた「労働契約法」の改正

②日雇派遣原則禁止等を定めた「労働者派遣法」の改正

③高齢者の雇用確保措置の充実等を定めた「高齢者雇用安定法」の改正

④育児や家族の介護を行う労働者の両立支援を定めた「育児・介護休業法」の全面施行

⑤障害者への虐待を防止するための事業主の責務等を定めた「障害者虐待防止法」の制定等、まさに目白押しの感があります。

これらの法改正等はこれからの我が国の産業経済、社会生活の在り方を見据えた重要な施策であることにまずご理解をいただきますとともに、いずれも各企業の今後の労務対策に直接影響する内容のものであることから、迅速かつ着実なご対応をお願いする次第です。

さて、平成25年は、新たに策定される第12次労働災害防止計画の一年目となります。第11次労働災害防止計画の実施結果の反省点も踏まえつつ、監督署職員一同、新たな気持ちで目標の達成に向け精進してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご協力を賜りますよう、この場をお借りしお願い申し上げます。

最後となりましたが、(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚木支部会員の皆様方の労使関係の安定とゼロ災害の達成を心より祈念申し上げ、簡単ではございますが年頭のご挨拶とさせていただきます。

署からのお知らせ

平成24年 業種別労働災害発生状況

厚木労働基準監督署

業 種 区 分			12月末累計		前年同期		増減	
			死亡者数	死傷数計	死亡者数	死傷数計	件数	率(%)
製 造 業	食料品	1-1		43	2	42		
	繊維工業	1-2		2		2		
	衣服その他の繊維製品	1-3		0				
	木材・木製品	1-4		4		5		
	家具・装備品	1-5		0				
	パルプ・紙・紙加工品	1-6		5		3		
	印刷・製本	1-7		5		3		
	化学工業	1-8		10		14		
	窯業土石製品	1-9		1		6		
	鉄鋼業	1-10		2				
	非鉄金属	1-11		2		1		
	金属製品	1-12		30		24		
	一般機械器具	1-13		21		7		
	電気機械器具	1-14		6		7		
	輸送用機械等	1-15	1	27		21		
	電気・ガス・水道業	1-16		1		2		
	その他の製造業	1-17		21		24		
小 計			1	180	2	161	19	11.8%
建 設 業	土木工事業	3-1		12		21		
	建築工事業(木建除く)	3-2		44	5	42		
	木造家屋建築工事業	3-2-2	1	9		5		
	その他の建設業	3-3		12		3		
小 計			1	77	5	71	6	8.5%
交 運 輸 通 業	鉄道・軌道・水運・航空業	4-1		4		2		
	道路旅客運送業	4-2		39		33		
	その他の運輸交通業	4-4		0				
小 計			0	43	0	35	8	22.9%
陸 上 送 り 貨 物 業	道路貨物運送業	4-3	1	117		103		
	陸上貨物取扱業	5-1		39		32		
小 計			1	156	0	135	21	15.6%
非 工 業 的 業 種	農林・畜産・水産業	6, 7		3		7		
	商業(新聞販売業を除く)	8		93		85		
	新聞販売業	8-2-5		13		17		
	金融・広告業	9		6		3		
	通信業	11		32		13		
	教育・研究業	12		11		7		
	保健衛生業	13		43		49		
	接客娯楽業	14	1	65		63		
	清掃・と畜業(ビルメン除く)	15		23		22		
	ビルメンテナンス業	15-1-1		14		13		
	警備業	17-2-1		6		5		
	その他の事業	上記以外		29		30		
	小 計			1	338	0	314	24
合 計			4	794	7	716	78	10.9%

- * 1 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。
 2 平成24年12月末現在の受理数である。
 3 死亡者数は内数である。
 4 死亡者数のうち()は交通労働災害によるもの。

署からのお知らせ

～化学物質を取り扱う女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大～

女性労働基準規則の改正により（改正女性則）、妊娠や出産・授乳機能に影響のある26の化学物質を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止されています。

女性労働者の就業を禁止する業務

- ① 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」となった屋内事業場でのすべての業務
- ② タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの

（平成24年10月1日施行。エチルベンゼンは平成25年1月1日施行）

～特定化学物質障害予防規則等が改正されました～

以下の3物質について、健康障害防止措置が義務づけられました。

- ・インジウム化合物
- ・コバルト及びその無機化合物
- ・エチルベンゼン

以下の2物質が、燻蒸作業対象物質になりました。

- ・エチレンオキシド
- ・酸化プロピレン

上記の物質はリスク評価（有害性調査）の結果、法規制が必要とされたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則の改正が行われました。

（平成25年1月1日から施行。（一部には経過措置があります）

詳しくは厚生労働省ホームページを御参照して下さい。

署からのお知らせ

～ノロウイルス等の患者数、過去10年の同時期で2番目に多い水準!～

全国においてノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の患者が増加しており、同時期（11月12日～18日）としては、平成18年に次いで、過去10年間で第2位の水準となりました。

年間の食中毒の患者数の約半分はノロウイルスによるもので、うち約7割は11月～2月に発生するなど、この時期の感染性胃腸炎の集団発生例の多くはノロウイルスによると考えられます。

ノロウイルスによる食中毒は、主に、調理者を通じた食品の汚染により発生します。ノロウイルスは、感染力が強く、大規模な食中毒など集団発生を起こしやすいため、注意が必要です。

このため、ノロウイルスによる食中毒や感染の防止対策について、一層の啓発や指導等を行うこととし、注意喚起のためのリーフレット（厚生労働省ホームページ参照）を作成しております。

注意喚起のポイント

- ・食品の取り扱いに当たっては、調理者の健康管理、手洗い、調理器具などの消毒が重要。
- ・感染拡大防止には、汚染したものの消毒、患者のおう吐物・おむつの適切な処理が重要。

～今冬のインフルエンザ総合対策について～

この冬のインフルエンザの流行シーズンに備え、「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめ、国や地方自治体が対策に取り組み、広く国民の皆様インフルエンザ対策を呼びかけています。季節性インフルエンザのウイルスには、A/H1N1亜型（平成21年に流行した新型インフルエンザと同じもの）、A/H3N2亜型（いわゆる香港型）、B型の3つの種類があり、いずれも流行の可能性があります。流行しやすい年齢層は種類によって多少異なりますが、今年も、全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があります。

以下の具体的対策を参考にして、ご家庭や職場でも、インフルエンザ対策に努めていただくようお願いします。

具体的対策として専用ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設しております。厚生労働省のホームページに、インフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設します。

○ 厚生労働省ホームページ

<トップページ><http://www.mhlw.go.jp>

<専用ページ><http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(リンク)

※関連サイト

○ 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<トップページ><http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

平成24年度『労働衛生研修会』報告

旭硝子（株）相模工場
野口 文夫

平成24年度「労働衛生研修会」が10月5日（金）厚木市勤労福祉センターで約40名の参加をいただき、盛況に開催されました。今回の研修会では、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組みの背景や現状、健康寿命を延ばすための職場での対策とその活性化のコツ、メタボ予防のための食事のポイント、を各講師の方からご講演いただきました。

《研修内容》

講演Ⅰ 「健康管理の考え方」

講師：厚木労働基準監督署 星野安全衛生課長

講演Ⅱ 「上手な健康管理で健康寿命を延ばそう」

講師：HSプランニング 代表 保健師 亀ヶ谷律子先生

講演Ⅲ 「メタボ予防のための楽しい食事」

講師：厚木保健福祉事務所 管理栄養士 技師 五十嵐香織先生

《ご講演の概要》

講演Ⅰ 「健康管理の考え方」

- ・健康管理は、労働者本人の自己管理と、事業者が労働者本人に自覚を促すとともに、労働者の健康障害の未然防止、健康保持増進を図る責務、の両面が求められている。
- ・労働安全衛生法および労働安全衛生規則では、労働者の健康管理を目的として定期健康診断の実施を求めている。健康診断の有所見率は一貫して増加傾向にあり、歯止めをかけることが大きな課題になっている。
- ・そのために、有所見者に対して食生活の改善等に取り組むことを含めた保健指導の実施が要請されている。



星野課長からは、事業者の自己点検チェックリストをもとに「いいえ」の個数を減らすように取り組んでくださいと呼びかけがありました。

講演Ⅱ 「上手な健康管理で健康寿命を延ばそう」

- ・健康寿命とは、日常生活に制限の無い自立した期間の平均を指し、平均寿命が 男性：79.6歳、女性：86.4歳 に対し、健康寿命 男性：70.4歳、女性：73.6歳 となっている。
- ・日常生活の制限＝要介護を減らすためには、内臓肥満を減らしメタボを予防することが大切。要介護になるリスクは、働いている時期から積み重なっていくものであり、職場での健康診断を活用し、重篤になる前に対応をすることが肝心である。

職場全体で、「面白そう、効果が分かる、面倒で無い」取組みを考えると良い。

亀ヶ谷先生からは、よく眠り、上手に食べ、日常活動の中でより体を動かし、余暇を楽しもう、とのアドバイスがありました。

講演Ⅲ 「メタボ予防のための楽しい食事」

- ・4名ずつのグループに分かれ、ワークシートを用いた演習形式で講演が進められた。食事の単品メニュー写真が各グループに配られ、それらの組み合わせを選びながら、なぜそれを選んだのか？を各自に考えさせるように演習は進められた。
- ・各自でBMI指数を実際に計算し、その結果から自分に合ったエネルギー量を推定した。

最後に、主食：主菜：副菜＝3：1：2となるようにバランスをとりながら、ヘルシーなランチを考える課題に取り組んだ。

演習では、身近なテーマと言うこともあり、各グループともに大いに盛り上がった様子でした。

五十嵐先生からは、社員食堂以外で昼食をとる場合の注意点や、体重を毎日測りましょう、とのアドバイスがありました。



最後に、厚木保健福祉事務所 企画調整課 中西雅子様から「働く人の健康づくり」のためのアンケート調査、へのご協力のお願がありました。皆様、ご協力ありがとうございました。県保健福祉事務所および市町村では、従業員に対する健康診断結果の見方および健康づくり等をテーマにした出前健康講座を実施予定とのことです。

最後になりましたが、ご講演をいただいた星野課長、亀ヶ谷先生、五十嵐先生にお礼を申し上げます。各事業所においては、今回のご講演をもとに、一層の取組み推進に努められることをお願いいたします。

神奈川労務安全衛生大会にて表彰状授与

去る11月6日（火）川崎市教育文化会館で開催されました平成24年度神奈川労務安全衛生大会にて、日頃より安全衛生及び労務管理水準の向上と支部の発展に寄与された県内事業場の方々に神奈川労務安全衛生協会長より労務安全衛生功労賞が授与されました。当支部からは6名の方が表彰されました。

井上 雄樹さん 中村 淳さん 宗田 衛彦さん
原 勲雄さん 竹林 能彦さん 大貫 敬三さん

また、支部別安全競争入賞で厚木支部は向上賞を頂きました。

おめでとうございます 職場安全衛生功労者

当支部が進める無災害運動に参加する事業場において、永年にわたって自社の安全衛生活動の推進に努力され、顕著な功績のあった職長を表彰する「平成24年度職場安全功労者表彰」が12月14日（金）に行われ、3名の方が表彰されました。

斉藤 正さん 吉川 泰弘さん 渡部 貴弘さん

平成24年度「労務管理講座」報告

大貫繊維（株）
大貫 敬三

平成24年11月15日（木）厚木市勤労福祉センターを会場にして「労務管理講座」が開催されました。今回の講座は、本年改正された4つの労働法改正のキーポイントを解説していただくことを目的に参加者を募ったところ、会場キャパ一杯の72名もの参加を得ることができました。

馬場副部会長の司会のもと、阿部労務管理部会長の開催の挨拶に続き、講座が開講されました。



1. 労働契約法の改正について

厚木労働基準監督署第一方面主任監督官 畑野俊様により改正法の3つのルール、Ⅰ無期労働契約への転換・Ⅱ「雇止め法理」の法定化・Ⅲ不合理な労働条件の禁止を中心に解説頂きました。

2. 育児・介護休業法の改正について

神奈川県労働局雇用均等室雇用均等指導員の伊部甲穂里様により、Ⅰ改正の背景と主な改正内容・Ⅱ100名以下の企業に新たに適用される事項（①育児短時間勤務制度 ②所定外労働の制限 ③介護休暇）について解説頂きました。

～ 質疑応答の後、約10分間の休憩を挟んで ～

3. 高齢者雇用安定法の改正について

厚木公共職業安定所雇用指導官の石川真奈美様により、Ⅰ継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止・Ⅱ継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大・Ⅲ義務違反の企業に対する公表規定の導入・Ⅳ高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定に関して解説して頂きました。

4. 労働者派遣法の改正について

神奈川県労働局職業安定部 需給調整事業課 需給調整指導官 児玉満様により平成24年労働者派遣法改正の概要の資料を基にⅠ事業規制の強化・Ⅱ派遣労働者の末期限雇用化や待遇の改善・Ⅲ違法派遣に対する迅速・的確な対処について解説して頂きました。

講演終了後、再度質疑応答を行い、ほぼ定刻に阿部部会長による閉会の辞を以って平成24年度「労務管理講座」を無事終了することができました。

主催者として本日の講演が本日参加の皆様にとってお役に立つことが出来れば幸甚に存じます。

最後になりますが、本日まで講演いただいた講師の皆様、ご参加いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。



訪問探訪記

『日産自動車株式会社座間事業所』

トピー工業(株)綾瀬製造所
佐川 文夫

皆さんご安全に！

平成24年11月2日(金)安全部会さんと広報部会の合同で日産自動車株式会社座間事業所を訪問させていただきました。



工場は1964年に竣工、敷地面積は483,354㎡、従業員数が3,491名(内関連会社1,504名「2012年5月現在」)、事業内容はグローバルに広がる日産の自動車生産の拠点および世界の自動車メーカー等をお客様として、新型車の量産試作とプレス金型、車体設備技術、樹脂成型技術、電気車両技術の企画・製作・設置までを世界トップレベルの高品質・短納期で実現しています。また、電気自動車関連ではモーターインバータの開発とリチウムイオンバッテリーの開発・生産が行なわれています。そして、車両に搭載する電子電装部品の開発・生産、日産フォークリフトの開発・実験も行なっています。

最初に会議室で車両技術センター・環境エネルギー課・主管の菅様からニッサン・グリーン・プログラム(NGP2005・2010・2016)のご紹介がありました。

ニッサン・グリーン・プログラムとは日産の環境理念である「人とクルマと自然の共生」の実現のために

中期環境行動計画で、この「ニッサン・グリーン・プログラム」に基づき、具体的に企業活動に關係する環境側面に対して目標・計画を中長期、そして年度ごとに設定し継続的に改善を行なっています。内容としては①ゼロエミッション車の普及。②低燃費車の拡大。③カーボンフットプリントの削減。④新たに採掘する天然資源の最小化。など地球規模での計画となっています。また、環境方針としては①開発・設計の環境配慮(循環型社会の実現を目指し、環境に優しい材料、部品の選択及び省資源・省エネルギーの製品づくりを進めて行く)。②環境負荷の低減(事業所内に於いては、廃棄物ゼロエミッションの維持及び省資源・省エネルギー、環境負荷物質低減の継続)。③法の遵守(法規制の遵守はもとより、環境に対する自主基準を定め、環境システム等を活用し環境事故の未然防止に努める)。④企業風土づくり(従業員一人ひとりに環境に関する認識を広め、資源と環境保護を大切に事業所を目指す)。⑤地域との関係(環境保全に関する情報を提供すると共に、地域社会との強調を図り環境の保全向上に貢献)。以上を具体的な環境目標に定め、計画的に環境マネジメントシステムをより一層の改善・強化に努めていきます。との説明がありました。

次に車両生産技術センター・座間統括課課長の馬場様より、2012年度座間事業所安全活動の紹介がありました。先ずチームのビジョンは、安全で健康な活気ある職場づくり。チームミッションは、5Sを基本に危険リスクが排除されて、常に安全が確保されている職場であること。また、心と体が健康であり常に前向きに仕事が出来、更にチームとして取り組む方向性が共有化出来て「ありがたい姿」を描けることであり、2012年度の災害発件数及び出火実績もゼロを推移し大変優秀な成績を収めています。

訪問探訪記

2012年度の安全健康管理活動計画の主な内容としては①SES(注①参照)の活性化⇒自職場SESでの指摘件数を多くする。②危険予知能力の向上⇒KYT(危険・予知・訓練)トレーナーの養成。③仲間のアドバイス活動⇒双方向コミュニケーションの醸成。自分では気付かない所を仲間がアドバイスする。④リチウムイオンバッテリー(LB)F-RA(注②参照)活動の実施⇒バッテリー関連作業のF-RAの実施。AESC(注③参照)の安全・防火も支援。⑤従業員の健康作り⇒喫煙者の低減活動を推進。その他の内容として「安全レベルアップ活動・職場体感訓練・5S安全活動・海外送り出し教育」等の貴重なお話を伺いました。

休憩後、待望の記念車庫を見学しました。先ず代表的な車を小林さんに紹介していただいた後、昔を思い出しながら車に見入っていました。

ダットサンの誕生と名前の由来(ダットサンのルーツは、大正3年に快進社が最初の自動車「DAT」を製造したときにまで遡ります(DATは3人の出資者のイニシャル)。その後、小型車が誕生したとき、DATの息子という意味で「DATSON」と命名したところ「SON」は「損」に通じるとして「DATSUN」に改められ昭和7年に発売されました)や1947年たま電気自動車、1933年ダットサン12型フェートン(オープンカー)、1969年スカイライン20

00GTR、1969年フェアレディZ432、1966年プリンスR380。その他、タクシー・消防車・パトカー・レーシングカー・ラリーカー等が約300台展示されており、つかの間のタイムスリップを楽しみました。皆さんも時間を見つけ、車の素晴らしい歴史に触れてみてください。

最後にお忙しい中、対応していただいた菅さん、馬場さん、小林さんありがとうございました。今後の日産自動車の益々の発展を祈念いたします。ご安全に!

注釈の説明

注①SES: Safety Evaluation Systemの略

不安全行為・管理評価項目・不安全状態(149項目)を評価基準に則り、評価者(セスラー)が現場チェックを実施し安全改善を指導する。

注②F-RA: Fire-リスクアセスメントの略

ファイヤーリスクアセスメントの評価基準に則り、現場確認を実施して防火リスクの評価を行い、火災リスクを下げる改善を行う。

注③AESC: AUTOMOTIVE ENERGY SUPPLY CORPORATIONの略

オートモーティブエナジーサプライ会社、リチウムバッテリー生産工場です。



食品加工委員会「施設見学会」に参加して

岩井機械工業(株) 厚木工場
徳永 龍次

平成24年11月21日(水)に厚木支部安全部会及び食品加工委員会主催の施設見学会に参加しましたので、ご報告致します。

見学先は、鎌倉市岩瀬に所在する「株式会社資生堂鎌倉工場」で、厚木労働基準監督署の伊地知専門官をはじめ安全部会・食品加工委員会の会員会社の計17名で訪問しました。

当日は、秋晴れの中、本厚木駅前をチャーターバスで12時30分に出発し、目的地に順調に到着、13時40分から見学会を開催致しました。

案内を担当して戴いた尾形様の丁寧な説明で「資生堂」という社名の由来が、中国の易経に出てくる「至哉坤元 萬物資生」(大地の徳はなんと素晴らしいものであろうか、すべてのものはここから生まれる)から名づけられたことを知りました。創業は明治5年、そして明治30年に販売した「オイデルミン」という化粧品は、100年を過ぎた今でも製造販売しているロングセラー商品であることを聞き、歴史のあるモノづくりを大切にしている企業として印象に残りました。そして紹介ビデオを観て「良い品を良い人で」「お客様の喜びを私たちの喜びに」というスローガンに相応しい社員一人ひとりの商品に対するメッセージを感じることが出来ました。

工場見学では、女性作業員による手作りに近い製造ラインを拝見し、その丁寧できめ細かい作業は、私のような無骨なものには到底無理な作業であることは言うまでもありませんが、細心の注意を払って作業をしている環境を見て安心するとともに、この手作り化粧品こそ資生堂のポリシーにも見えてきました。帰宅後家族に「資生堂の工場で作られている化粧品は、一つひとつ女性の手で丁寧に充填、包装しているよ。」と



伝えたと、ちょっとびっくりしていました。

工場見学後に、安全衛生活動への取り組みについて、栗山リーダーと岡田様より説明があり、リスクアセスメントの社内研修を大々的に行い、もう一度基本に返って活動を推進していること、また社員への健康配慮として節熱量(カロリー)キャンペーンを実施し、いつもより100キロカロリー節約する運動を展開していることなど非常に参考になりました。

説明後の質疑応答も終わり、玄関横で記念写真を撮り、16時頃本厚木に向かってバスに乗り帰路につきました。途中、大渋滞に遭遇、情報交換会は30分遅れの18時から開催となりましたが、参加者との親睦をいっそう深めることができ、有意義な施設見学会となりました。

この度は厚木労働基準監督署ならびに神奈川労働安全衛生協会厚木支部のご紹介により、このような機会を作って頂きましたことに感謝申し上げますと共に資生堂鎌倉工場の皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。



「インフルエンザを予防しましょう!」

自動車部品工業株式会社
看護師 井関 勝美

新型インフルエンザ流行後、年間を通してインフルエンザに罹る方が増えているそうです。これからの1月～2月は一番寒い時期となり、乾燥するため、インフルエンザも流行しやすくなります。まずは自己管理をしっかりと行いましょう。

【手洗い】

石鹸でこまめに手洗いを行いましょう。食事の前、トイレ後、入社時、仕事終了後、帰宅時等手についたウイルスを洗い流します。手の甲、指の間や手首まで丁寧に洗いましょう。



【うがい】

日常的にうがいを行いましょう。仕事終了後、帰宅時、風邪のシーズン等

- ・のどについたウイルスを洗い流す効果があります。
- ・潤いを与え粘膜の働きを助けます。
- ・うがいの刺激で粘液の分泌や血行が促進され抵抗力が強化されます。
- ・口臭の予防の効果も期待できます。



《ポイント》

水、うがい液を口に含み、ほっぺを動かし口の中を洗います。次に上を向いて声を出し、のどの奥まで液を届けましょう。液があたたかく感じられたら吐きだします。

【マスク】

飛沫感染を防ぐとともに鼻やのどを乾燥から守ります。

- ・マスクを使用する際は、ノーズフィッターを鼻の形に整え隙間をなくす。
- あごまできちんと被います。



【加湿】

乾燥した環境下では、粘膜の水分が乾き炎症を起こしやすく、ウイルスの動きも活発になります。

水分補給を十分に行い、室内の湿度も50%～70%を目安に加湿しましょう。



うがい、手洗い、咳エチケット、加湿でしっかり予防をしましょう!!

支部からのお知らせ

今後の支部行事予定

2月 6日(水) 経営首脳者セミナー

特別講義 : 演 題 『労働基準行政を取り巻く現状とその対策』(仮題)
講 師 神奈川労働局 労働基準部長 小松原 正俊 氏

セミナー : 演 題 『東京ディズニーリゾートのゲストサービス』
『東京ディズニーランドの挑戦』
講 師 (株)オリエンタルランド 元専務取締役 奥山 康夫 氏

会員の皆様のご協力により、本年度の行事も2月6日予定の「経営首脳者セミナー」で終了となります。来年度も様々な活動を予定しておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。



『神崎遺跡』

弊社本部のある海老名市に隣接した綾瀬市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、西に大山、丹沢連邦を望み遠く富士を仰ぐ相模の大地に位置しています。東京中心部まで約40キロという首都圏域にありながら、緑豊かな自然と文化の調和した都市が「綾瀬」です。

高度成長時代に作られたインフラが経年による老朽化によって、様々な弊害（被害）をもたらしている現在では、新しいものの建設よりはむしろ、これから10年20年安心安全に使えるような修繕計画が重要となっています。

綾瀬市も例外ではなく、大動脈である東名高速道路が市を横断している環境にあります。近代化の産物の維持管理もさることながら、古いものを大切にするという意味においては、神崎遺跡が国の文化財に指定され、公園整備が予定されています。寺社や地蔵等と異なり、遺跡は風景として認識されにくいものです。しかし、森や河川を利用し、田畑を耕しながら太古の昔より生活がここにあったことを後世に伝える大切な資源です。特に近年の発見は、綾瀬市において大きな土地の改変が行われてこなかった証でもあります。

吉岡に位置する神崎遺跡は今から約1800年前の環濠集落と呼ばれるものです。環濠集落とは弥生時代特有の周囲に深い溝を巡らした村のことです。神崎遺跡は



南北103メートル、東西65メートルの楕円形をした約5000平方メートルの環濠集落であることが明らかになりました。

環濠の内側には9軒の住居跡が確認されていますが、未調査部分も含めると、全部で15軒前後の住居跡があると考えられています。神崎遺跡は出土土器の95パーセントが愛知県東部から静岡県西部の形態に類似していた点などから、当時、東海地方の人々が集団で200km以上も移動してきたことがわかったそうです。

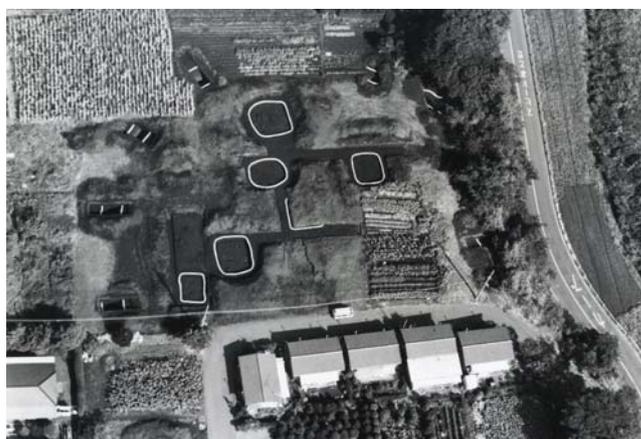
このような遺跡が発掘されたことで、綾瀬の歴史に興味をもっていただけたらと思います。

*写真は綾瀬市ホームページより

(アツギ株式会社 池田 広 記)



住居跡



遺跡北半部